

長岡市告示第11号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり徵収事務を委託したので、同条第2項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第62条第2項の規定により告示します。

令和8年1月13日

長岡市長 磯田達伸

1 委託した事務の内容

与板地域交流拠点施設使用料徵収業務委託

2 委託を必要とした理由

利用者の利便性の向上と施設の利用を円滑に進めるため

3 委託をした相手方の住所及び氏名

長岡市台町二丁目4番56号

公益社団法人長岡市シルバー人材センター

理事長 大塚 克弘

4 委託期間

令和8年1月13日から同年3月31日まで